

第3章 我が国における薬物事犯の動向及び薬物事犯者の処遇

この章では、我が国における覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反等の薬物事犯の動向や薬物事犯者の処遇について概観する。

第1節 検挙・検察・裁判

我が国における薬物事犯の検挙人員、起訴率の推移及び科刑状況等は以下のとおりである。

1 薬物事犯の検挙人員の推移

3-1-1図～3-1-3図は、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法の各違反（それぞれ、大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）及び毒劇法違反による各検挙人員の推移（昭和50年以降）を見たものである。

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、昭和50年から59年にかけて大きく増加した後、60年から平成6年まではおおむね減少傾向にあったが、7年から3年連続で増加し、9年には平成期最多となる1万9,937人を記録した。13年以降は再び減少傾向に転じ、28年から3年連続で減少したものの、なお、毎年1万人を超える状況が続いている。

大麻取締法違反の検挙人員は、昭和50年から平成6年まではおおむね増加傾向にあり、7年から3年連続で減少したが、10年以降再び増加傾向に転じた。その後、22年から25年にかけて、大きく減少したものの、26年以降著しく増加し続け、30年は昭和46年以降最多となる3,762人（前年比16.9%増）であった。

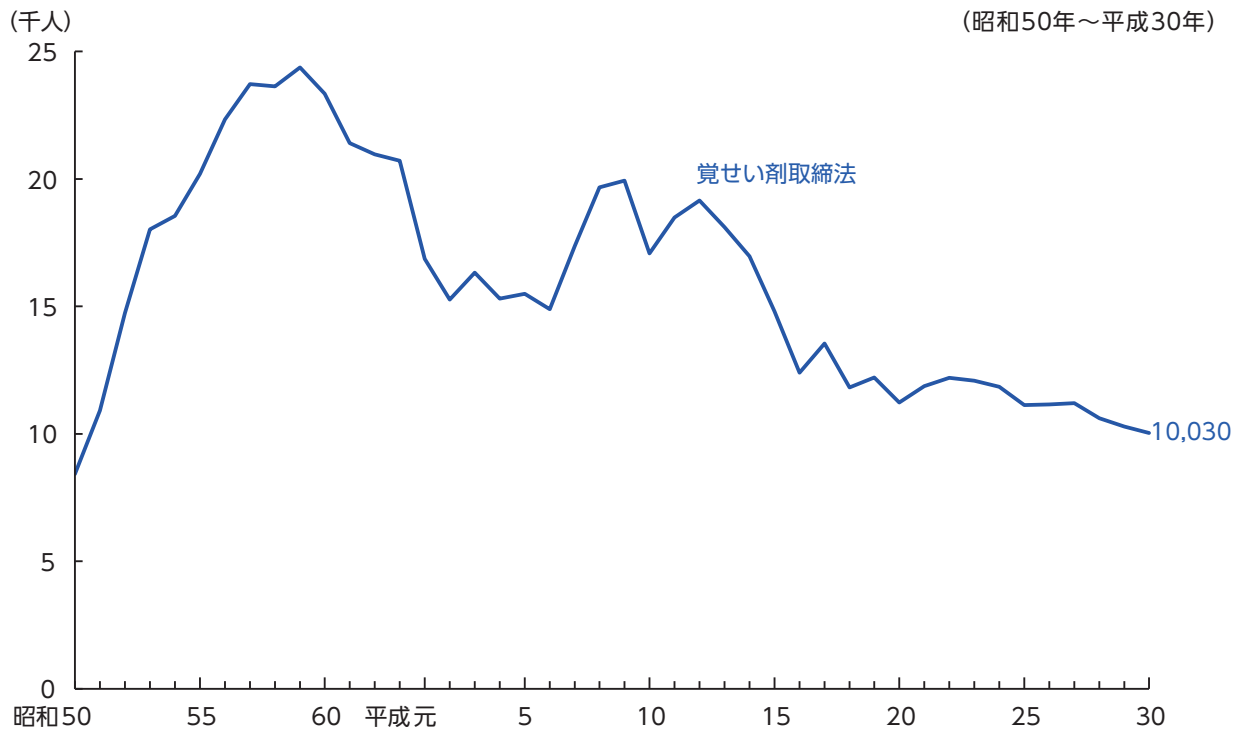
麻薬取締法違反の検挙人員は、昭和50年から63年まではおおむね100人未満ないし100人台で推移したが、平成期に入るとやや増加し、平成元年から14年までは200人台から300人台で推移した。15年に530人まで増加すると、その後は緩やかな増減を繰り返し、30年は528人（前年比23人増）であった。

あへん法違反の検挙人員は、昭和50年以降、おおむね100人台から400人台で推移したが、平成12年以降は10人未満ないし100人未満でほぼ横ばいで推移しており、30年は昭和46年以

降最少となる2人（前年比10人減）であった。

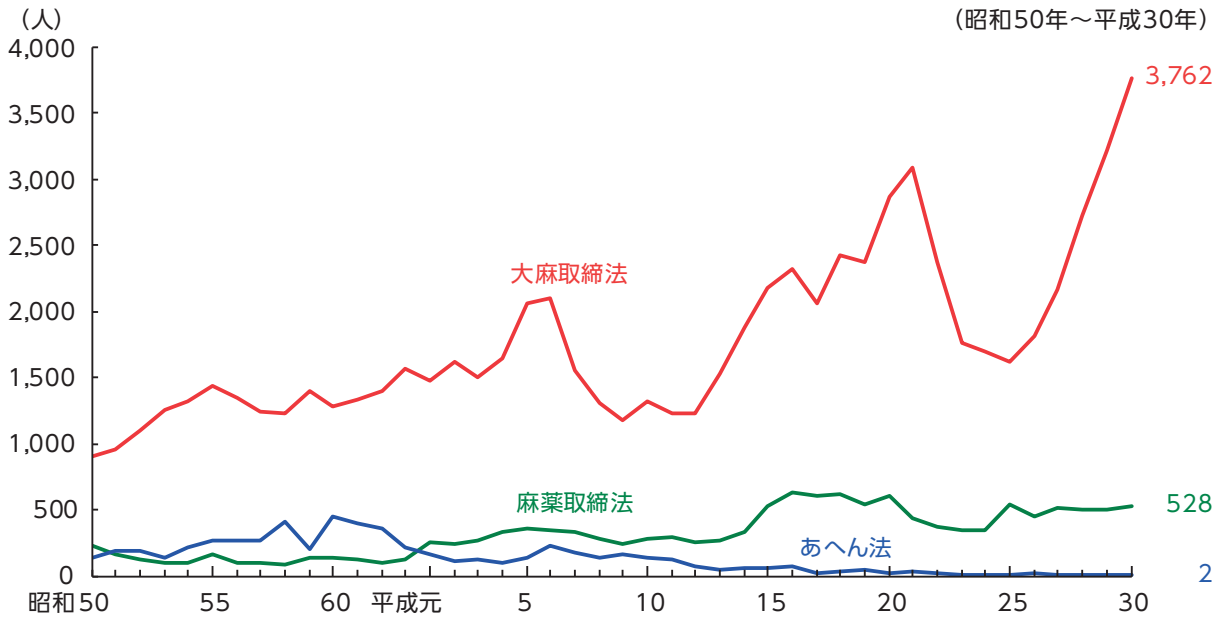
毒劇法違反の検挙人員は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も毎年2万人を超える状況が続いていたが、平成3年から9年にかけて大きく減少した後は、減少傾向が続いており、30年は226人（前年比3.8%減）であった。

3-1-1図 覚せい剤取締法違反 検挙人員の推移



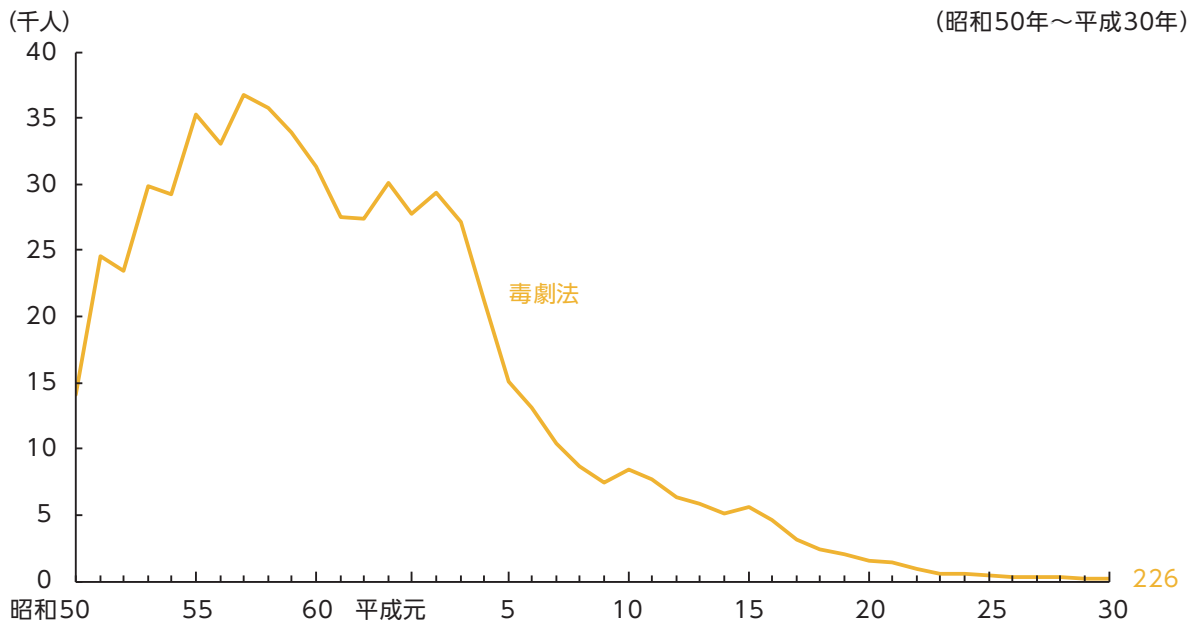
注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 覚せい剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

3-1-2図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移



注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻、麻薬・向精神薬及びあへんに係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

3-1-3図 毒劇法違反 検挙人員の推移



注 警察庁の統計による。

2 起訴率の推移

平成期における起訴率の推移を見ると、覚せい剤取締法違反では、平成13年以降は緩やかな低下傾向が見られるが、比較的大きな変動はなく、平成期を通じて、76～90%台を推移している。他方、大麻取締法違反及び麻薬取締法違反では、それぞれ46～71%台、40～82%台と年による変動が大きい。30年における起訴率は、覚せい剤取締法違反では76.9%、大麻取締法違反では50.8%、麻薬取締法違反では56.0%であった。なお、同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

3 科刑状況等

刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、平成28年6月から刑の一部執行猶予制度が施行されている。刑の一部執行猶予制度とは、刑期の一部を実刑とするとともに残刑期の執行を猶予することで、社会内における再犯防止や改善更生を促すものである。

3-1-4表は、平成28年以降、通常第一審で覚せい剤取締法違反により有罪（懲役）判決の言渡しを受けた人員を刑期別に見たものである。覚せい剤取締法違反により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、28年は913人（うち保護観察に付された者は913人）、29年は1,373人（同1,369人）、30年は1,456人（同1,454人）であった。他方、覚せい剤取締法違反により全部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、28年は3,511人（うち保護観察に付された者は436人）、29年は3,304人（同354人）、30年は3,204人（同356人）であった。

なお、平成30年に通常第一審で大麻取締法違反により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は38人（うち保護観察に付された者は38人）、麻薬取締法違反により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は11人（同11人）であった（司法統計年報による。）。

3-1-4表

覚せい剤取締法違反 通常第一審における有罪（懲役）人員（刑期別）

(平成28年～30年)

区 分		28年	29年	30年
総	数	9,061	8,558	8,179
無	期	-	-	-
30	年 以 下	-	1	-
25	年 以 下	-	1	2
20	年 以 下	1	9	6
15	年 以 下	8	8	12
10	年 以 下	28	44	55
7	年 以 下	54	43	51
5	年 以 下	479	517	414
3	年 以 下	465	498	423
実	刑	413	452	369
	一 部 執 行 猶 予	48	75	104
	全 部 執 行 猶 予	52	46	54
2	年 以 上	3,190	2,897	2,865
実	刑	2,255	2,059	2,037
	一 部 執 行 猶 予	356	535	619
	全 部 執 行 猶 予	935	838	828
1	年 以 上	4,814	4,519	4,340
実	刑	2,293	2,100	2,018
	一 部 執 行 猶 予	508	761	730
	全 部 執 行 猶 予	2,521	2,419	2,322
6	月 以 上	19	21	11
実	刑	16	20	11
	一 部 執 行 猶 予	1	2	3
	全 部 執 行 猶 予	3	1	-
6	月 未 満	3	-	-
実	刑	3	-	-
	一 部 執 行 猶 予	-	-	-
	全 部 執 行 猶 予	-	-	-
一 部 執 行 猶 予 総 数		913	1,373	1,456
保 護 観 察 付 量		913	1,369	1,454
裁 量 要		453	695	625
必 要		460	674	829
全 部 執 行 猶 予 総 数		3,511	3,304	3,204
保 護 観 察 付 量		436	354	356
裁 量 要		435	353	356
必 要		1	1	-

注 1 司法統計年報による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員である。

第2節 矯正・更生保護

覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員の推移や保護観察開始人員の推移等は以下のとおりである。

1 矯正

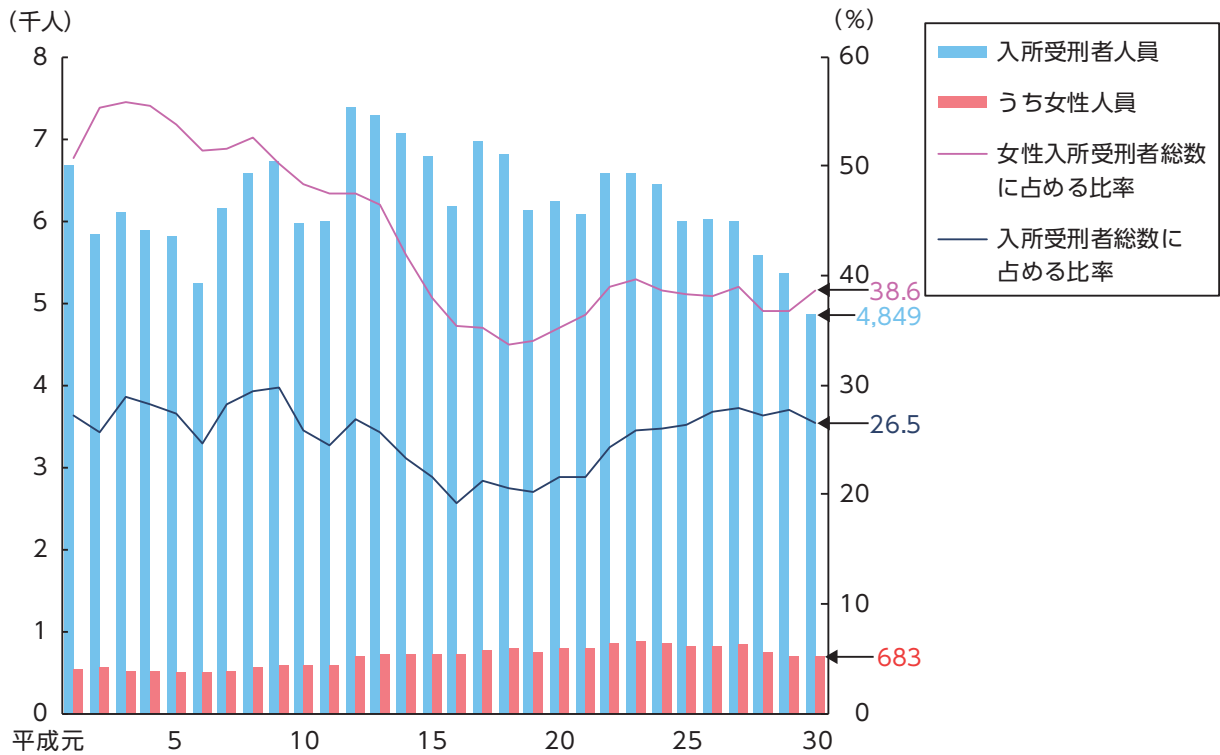
覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員の推移（平成元年以降）は、**3-2-1図**のとおりである。平成期を通じて、おおむね5,000人台から7,000人台で推移していたが、最多となった12年（7,375人）以降、増減を繰り返しながら全体としては減少傾向にある。30年における入所受刑者人員は、平成期で初めて5,000人を割って4,849人（前年比9.4%減）となり、そのうち一部執行猶予受刑者は1,394人（同2.2%増）であった（矯正統計年報による。）。

また、覚せい剤取締法違反による入所受刑者人員の入所受刑者総数に占める比率は、平成期を通じておおむね20%台で推移している一方、女性入所受刑者に限って見ると、平成9年までは50%を超えており、その後は30~40%台で推移している。

3-2-1図

覚せい剤取締法違反 入所受刑者人員の推移

(平成元年～30年)



注 矯正統計年報による。

2 更生保護

覚せい剤取締法違反による仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（平成元年以降）は、3-2-2図のとおりである。仮釈放者の保護観察開始人員は、同年が最多であり、その後増減を繰り返していたが、23年から3年連続で増加した後、26年以降は、ほぼ横ばいで推移しており、30年は3,900人であった。仮釈放率は、8年以降、50～60%台で推移しているが、同年から20年まで低下傾向にあった後、21年から上昇傾向が続いており、30年は8年以降で最も高い65.8%で、出所受刑者全体の仮釈放率（58.5%）と比べると7.3pt高い。

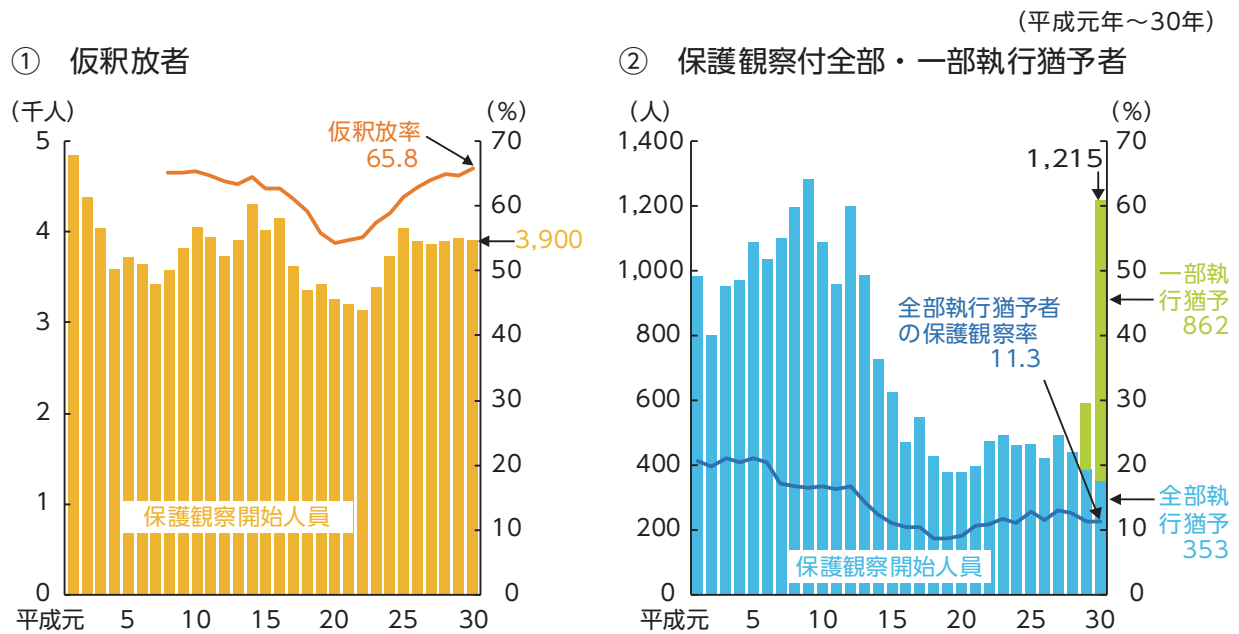
覚せい剤取締法違反による保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、平成9年が最多であり、13年から減少傾向にあった後、18年以降はほぼ横ばいで推移していたが、28年から3年連続で減少し、30年は353人（前年比31人減）であった。また、30年の保護観察開始人員中、覚せい剤取締法違反による保護観察付一部執行猶予者は862人（同654人増）であった。

全部執行猶予者又は一部執行猶予者の保護観察率を見ると、全部執行猶予者については、平

成初期は20%前後であったが、平成6年以降緩やかな低下傾向が見られ、18年に8.6%にまで低下し、19年に上昇に転じた後は、おおむね10~12%台で推移し、30年は11.3%（前年比0.1pt上昇）であった。他方、一部執行猶予者については、28年が100%、29年及び30年は、いずれも99.9%であった（検察統計年報、保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

3-2-2図

覚せい剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移



注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放になった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 ①において、「仮釈放率」については、統計の存在する平成8年以降の数値を示した。

第3節 薬物事犯者の更生に向けた指導・支援等

この節では、矯正及び更生保護の各段階で実施されている、薬物事犯者に対する指導・支援等の概要について紹介する。

1 矯正

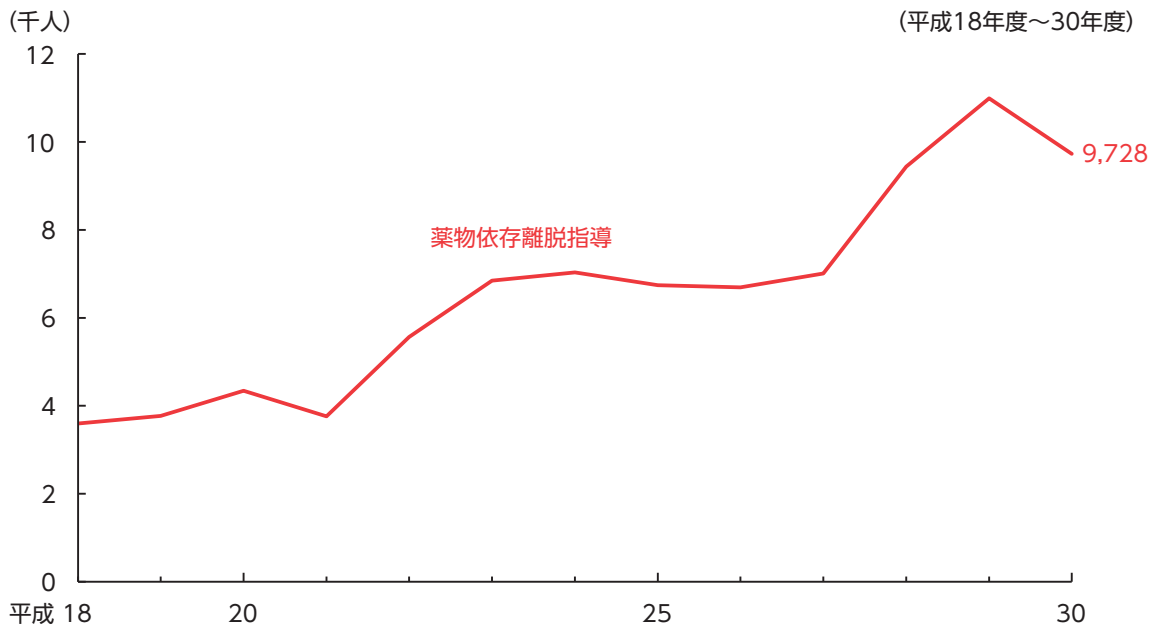
刑事施設においては、麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者を対象に薬物依存離脱指導を実施している（平成30年度における実施施設数は75庁）。薬物依存離脱指導は、刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）らがグループワーク、講義、個別面接等を通じて、対象者に薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させることを目標としている。

刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い開始された改善指導のうち、特別改善指導の一類型として、平成18年度から薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの）を実施しているところ、28年度からは、標準プログラムを複線化して、必修プログラム（麻薬、覚せい剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）や専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の3種類を整備し、対象者の再犯リスクに応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施できるようにしている。

薬物依存離脱指導の受講開始人員の推移（平成18年度以降）は、**3-3-1図**のとおりである。同年度から23年度まで増加傾向にあった後、27年度までは6,000人台後半から7,000人台前半で推移したが、標準プログラムを複線化した28年度以降は、1万人前後で推移し、30年度は9,728人であった。

3-3-1図

特別改善指導（薬物依存離脱指導）の受講開始人員の推移



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

2 更生保護

(1) 類型別処遇

平成2年5月から、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇を行う類型別処遇が実施されているところ、薬物に関しては、シンナー等乱用類型及び覚せい剤事犯類型が設けられている。

平成30年におけるこれらの類型の認定状況（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者）を見ると、シンナー等乱用類型は、仮釈放者が18人、保護観察付全部・一部執行猶予者が40人だったのに対し、覚せい剤事犯類型は、仮釈放者が1,526人、保護観察付全部・一部執行猶予者が2,208人であった。

(2) 薬物再乱用防止プログラム

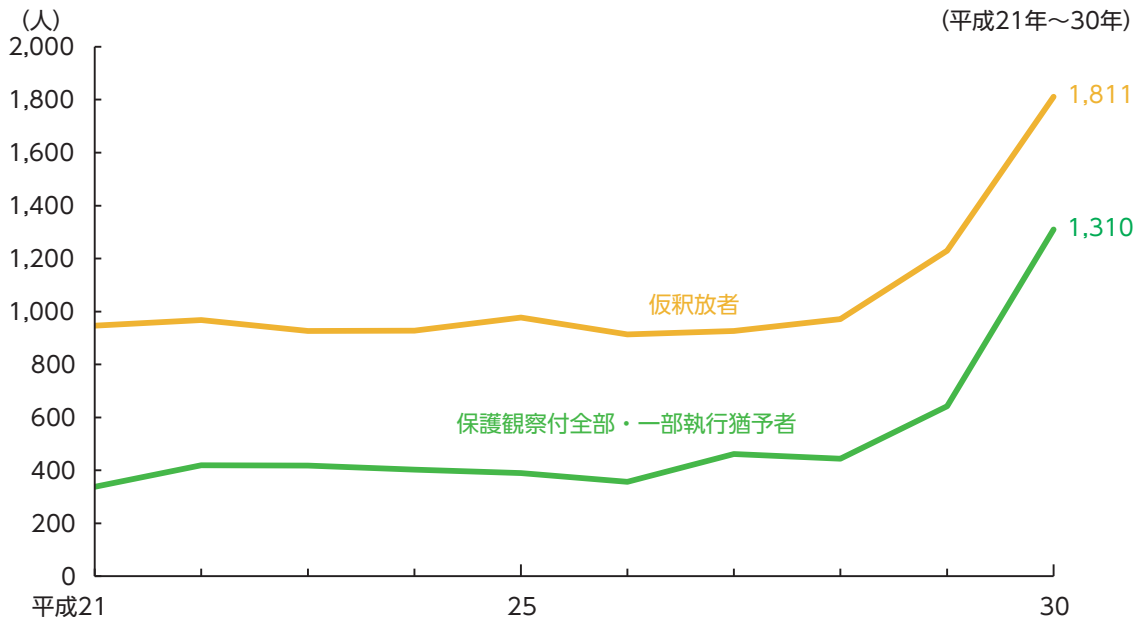
保護観察所では、覚せい剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、平成20年6月から覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施してきたところ、28年6月からは、刑の一部執行猶予制度の施行に伴い、改善の対象となる犯罪的傾向の範囲

を依存性薬物（規制薬物等，指定薬物及び危険ドラッグをいう。以下この項において同じ。）の使用・所持に拡大し，それらの再乱用を防止するため，薬物再乱用防止プログラムを実施している。このプログラムは，依存性薬物の使用を反復する傾向を有する者に対し，依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ，依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに，再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ，実践させるものであり，コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的な方法を習得させるもの）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させるもの）から成る教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている（なお，薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については，原則として，薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。）。

薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（平成21年以降）は，**3-3-2図**のとおりである。仮釈放者については，同年以降900人台で推移していたが，刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の29年から急増し，30年は1,811人であった。保護観察付全部・一部執行猶予者については，21年以降300人台から400人台で推移していたが，やはり29年から急増し，30年は1,310人（うち保護観察付一部執行猶予者は892人（68.1%））であった。

3-3-2図

専門的処遇プログラム(薬物再乱用防止プログラム)による処遇の開始人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 本図は、統計の存在する平成21以降の数値で作成した。
 3 平成21年から28年5月までは、「覚せい剤事犯者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 5 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」の両方に計上している。

(3) 薬物事犯者に対するその他の処遇

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラムに基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて簡易薬物検出検査（平成16年4月から簡易尿検査として開始し、20年4月から名称変更）を実施することがあり、30年における実施件数は7,734件であった（法務省保護局の資料による。）。

また、平成24年度から、保護観察所が、薬物依存の問題を抱える保護観察対象者等の社会適応に必要な生活指導を民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託して実施する、薬物依存回復訓練が導入されている。30年度において、訓練を委託して実施した施設数は63施設であり、委託実人員は548人（延べ人員は、1万8,448人）であった（法務省保護局の資料による。）。

3 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

薬物依存者（規制薬物等（指定薬物及び危険ドラッグを含む。）の乱用により、健全な社会生活に障害をきたしているものをいう。以下この項において同じ。）の再乱用を防止するためには、刑事司法機関による指導だけでなく、地域の医療・保健・福祉機関、民間団体等と緊密に連携した薬物依存からの回復のための地域支援が必要である。

そこで、法務省及び厚生労働省は、平成27年、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、28年度から運用を開始している。このガイドラインは、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施できるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定めたものであり、薬物依存者本人及びその家族に対する支援として、要旨、以下のような内容を定めている。

（1）薬物依存者本人に対する支援

ア 刑事施設入所中の支援

刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、薬物依存の程度、精神科通院・入院歴等を含む現在の心身の状況、出所後の支援に関する本人の意向等の調査（アセスメント）を行い、保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。保護観察所は、その方針等を決定するに当たっては、必要に応じて、関係機関及び民間支援団体と協議を行う。特に、出所後の住居については、刑事施設入所中の薬物依存者の特性を踏まえ、マッチングに配慮して調整するとともに、福祉及び医療に関しては、出所後速やかにこれらの支援が受けられるように調整する。刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、特に必要と認める場合は、関係機関及び民間支援団体の参加を得てケア会議を開催して、前記の方針等につき協議する。

イ 保護観察中の支援

保護観察所は、保護観察の開始に当たっては、支援対象者（薬物依存者のうち、保護観察付全部・一部執行猶予者又は仮釈放者として保護観察を受けている者をいう。以下この項において同じ。）との面接を行い、支援対象者の刑事施設入所中に実施した前記のアセスメントや検討等を踏まえて保護観察の実施計画を作成し、計画的に指導・支援を行う。保護観察所は、支援の方針を決定又は修正するに当たっては、支援対象者及びその家族の意向等に十分配慮する

こととし、必要に応じて関係機関又は民間支援団体と協議を行うとともに、特に必要と認める場合は、関係機関又は民間支援団体の参加を得てケア会議を開催する。

医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行い、都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。また、福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。

関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。

ウ 保護観察終了後の支援

保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。

(2) 薬物依存者の家族に対する支援

ア 家族の意向への配慮

関係機関は、刑事施設入所中、保護観察中、保護観察終了後を通じて、薬物依存者の意向とともに、薬物依存者の家族の意向を十分にくみ、薬物依存者への支援に当たって必要な配慮を行う。

イ 家族への助言等

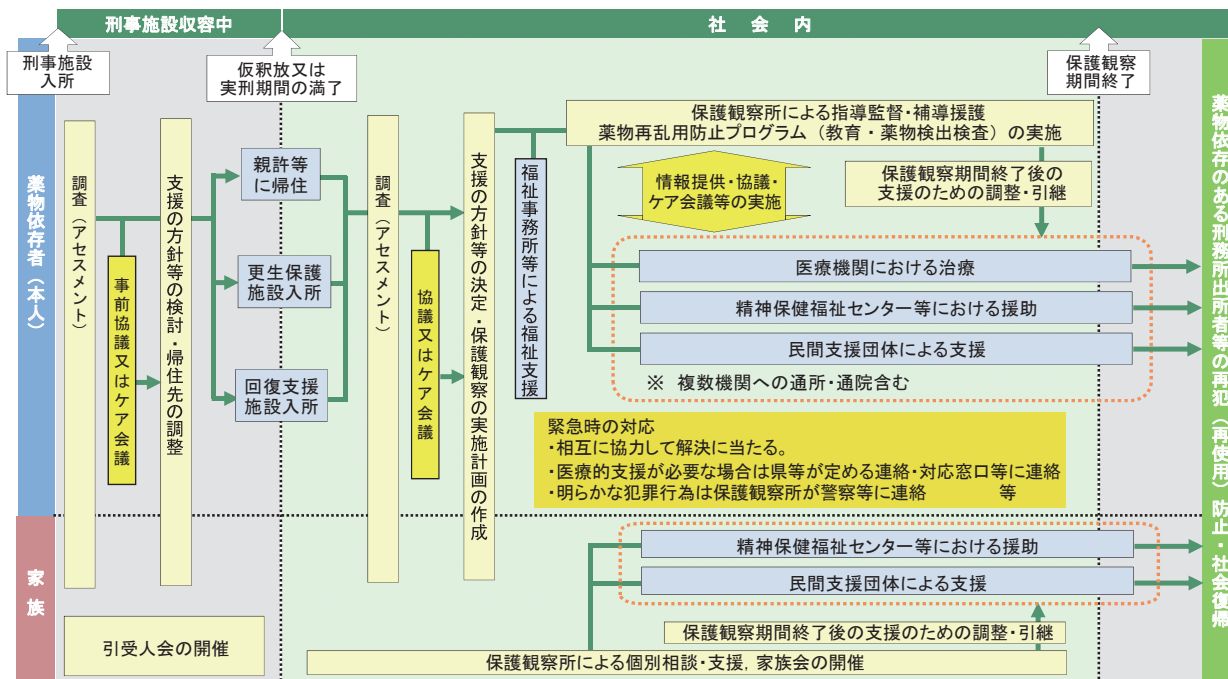
関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。

なお、保護観察所と地方公共団体や保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他の関係機関は、前記ガイドラインに基づき、定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている。

前記ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れについては、**3-3-3**図参照。

3-3-3図

地域連携ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



参考文献

法務省（2019）. 令和元年版再犯防止推進白書

法務総合研究所（2017）. 平成29年版犯罪白書

法務総合研究所（2019）. 令和元年版犯罪白書

法務省保護局・矯正局・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2015）. 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン